

大島村の漁業組合運動と発展

一大要害「村上茂夫家文書」の整理と組合文書一

はじめに

大島は気仙沼湾に浮ぶ小さな離島、古来その島全体で一村を形成してきた漁村である。その大島村における漁業組合の成立からその後の発展を辿ってみようと思う。組合の成立・変遷・発展の歴史を考察することが即ち、わが国の漁業制度改革の軌跡であると考えるからである。徳川幕藩体制が崩壊して日本各地で漁業紛争が頻発した。明治新政府は漁場の混乱に如何に対処し、新たな漁業秩序を形成していくのか。また新秩序では旧慣行をどのような形で継承したのか、島民の9割近くが漁業を生業とする大島村にとって漁業行政への期待と関心が高まったことが推測される。ここでは、大要害の村上茂夫家文書（明和7年～昭和15年頃迄、約7,000点）の整理と調査を通して、明治期から戦後の「新漁業法」公布までの、およそ170年間を大島村における漁業制度の改革をテーマに考察してみたい。

1 明治初期のころ

江戸期には「磯は地付、沖は入会」と言わされたように、原則として沖合の漁場は共同的な利用に開放されていた。明治初年、漁場の領有を根幹とする封建支配機構は消滅したが、混乱を回避するため実質的な漁場の慣行や先規は大略そのまま続いた。新政府にとっては試行錯誤の時期であったといえよう。

明治政府が漁場制度について統一的な制度の構築に着手するのは明治8（1875）年以降である。この時期における新政府の最大の課題は財源の確保にあったので、土地租税制度の改革が急務とされた。明治5（1872）年「田畠永代売買禁止令」が廃止され、土地制度の近代化が図られた。これに続いて翌6年7月には「地租条例」（太政官布告 第272号）施行、地券が交付され地租（土地所有税）が確定された（目録番号215-1・6、451-1～13）。これを請け河海も租税対象と見做され、明治8年2月「太政官布告第23号」を以て雑税の廃止が実施された。この年、税目1,553におよぶ雑税が廃止されたが、漁業生産関係については営業取締り上から改めて収税される性格のものが多かった。漁業税はこの雑税の中に含まれていたが、この後改めて収税されたと見られている（目録番号174、192、215-2、450、926）。

新政府の漁業改革は急がれ実施に移された。明治新政府は従来の漁業に関する慣行を否定し、明治8（1875）年「海面官有・海面借区制」を宣言、新規の申請によって海面借区料を徴収する新制度を施行した。これは、漁民から河海の使用料をとるものである。その結果、各地の漁場は混迷し紛争が多発した。明治8年2月、大島村では県令宛に次のような慣行届を出している。

陸前国本吉郡大島村ハ海上ノ一孤島ニシテ耕地乏シク人民生活スルニ足ラズ。是ニヨリ去ヌル寛永年間旧伊達家ヨリ海上高四貫九百四十文ノ処、押借仕捕魚採藻仕立米ニ易ヘ糧ニ易ヒ(ママ)從来村民生活罷在申候、此度区画場御改正ニ付、慣行御取調ノ御布告ニ付、旧記相調慣行乍恐申上候也。

明治八年二月

大島村村扱 堺 源 吉

村上作兵衛

宮城県権令 宮城時亮殿

(『菅原熊治郎文書集上』)

このような状況（新制度に抵抗を示す状況）は全国各地に発生したことが推測される。この現状に対処して、翌明治9（1876）年7月、政府は早くも海面借区制を事実上廃止し「各地方ニ於テ適宜府県税ヲ賦シ、営業取締ハ可成從來ノ慣習ニ従ヒ処分可致此旨相達候事」と旧慣習を再確認し事態の收拾を図った。ここにある「各地方ニ於テ適宜府県税ヲ賦シ」の文言を請け、宮城県では捕魚税・船税などの税目を設定している。「村上茂夫家文書」の中にも第七大区七小区が作成した納税関係の史料、明治9年4月「50石以上船税収入簿」などが含まれている（目録番号164、174、192、213、340、346）。この明治8年「海面官有・海面借区制」の中で重要な意味を持つのは海面官有宣言である。これは海面借区制が撤廃された後も厳然として存続したのである。つまり、これまで認められていた漁場占有利用権は消滅し、すべての漁業権利は新たな希望（出願）者に明治政府の許可によって発生することになった。この結果、旧慣先行の漁場占有・紛争の解決を始めとして、当時の漁業調整上の円滑化や統轄を図る上で海面官有は政府にとって有効な手段となったのである。

上記の状況を立証する文書として、大島村側には次のような捕魚採藻税、船税などの史料が残され現在の大島村漁業組合に保管されている。「明治11年6月 捕魚採藻税 20銭 小松甚右衛門、同 10銭 小松清吉、同 10銭 千葉鳥松」、「明治12年1月 船税前半期 10銭 桜田六平、同 20銭 小松合蔵」（「組合文書」大島漁業協同組合所蔵、『大島漁業組合百年史』）。

また、この他に、明治10年12月「捕魚営業願 入会海面 本吉郡大島村」が残されている。これは入会漁場での操業5ヶ年免許鑑札の申請を行っているもので、史料中には、「大島村捕魚取締村上作兵衛」の名も見え注目される。この他「採藻営業願」などが宮城県所蔵史料中に3点所蔵されている（明治10年・11年「海漁採藻願書」『宮城県史』10産業）。これら残存史料中からは財源確保に全集中していた新政府の動向が窺える。

さて既述の如く、大島周辺の漁場は藩政期には村の専用漁場（地先）であり、海上高4貫940文を一村で納めていた（『安永風土記』、『本吉郡誌』639頁、高69貫360文、海上高4貫940文とある）。ところが、明治14（1881）年以降は、気仙沼と唐桑・鹿折・松岩・大島の連合区画漁場となった。なぜそうなったのかの史料は残されていないが、漁場の秩序維持を図った監督官庁の施策であろうことは推測される。大島村にとっては歓迎されるべきものではなかった。当然大島村としては連合区画漁

場の撤廃を求めたが、周辺の村々はこの撤廃に反対であった。

この連合区画漁場に関する史料として、明治 27（1894）年 3 月 24 日に出願された「漁業採藻区画場継続営業願」（「組合文書」大島漁業協同組合所蔵）が残されている。この営業願は 5 年毎に郡役所へ継続を申請するものであったが、この 27 年度出願の願人総代には唐桑村吉川良之が担当している。認可したのは本吉郡長戸沢精一郎である。

この 1 町 4 ヶ村入会漁場の現状は、禁止されている漁具の使用や、採取時期の無視（乱獲）などが横行し、荒廃している状況であった。こういった状態が、海に依存し、漁業を糧としてきた島民の生活に不都合に影響したことは言うまでもない（『気仙沼市史』IV 近現代編）。

明治 32 年、この現実に当時大島村役場に勤務していた菅原熊治郎（26 歳）が大島村専用漁場設置運動に立ち上がった（『菅原熊治郎文書集』上）。これは、大島村単独出願を目指したもので、1 町 4 ヶ村入会の連合区画漁場の廃止を意味するものであった。さて、菅原熊治郎は連合区画漁場の現状と弊害を宮城県知事千頭清臣宛出願している。この出願書には漁民 302 名が署名捺印し、一切の交渉が菅原に一任されている（明治 32 年 5 月 31 日「漁業採藻区画場設置営業願」組合文書）。これに対する回答は周辺の村および郡役所の「一村のみ独立して地先の専用漁業権を出願するは不都合」の見解により却下された。この運動は結果的には貫徹しなかったが、この時が大島村の漁業史上に菅原が登場した最初の漁業運動であった。この後の彼の人生は改革と発展への拮抗ともとれる強い指導力を以て、今日の大島漁業組合の礎を築いていくのである。

このような中、明治 35 年 10 月の総代会（於気仙沼役場）で大島村へ漁場監守料が支払われることが決定し、その議事録が残されている（明治 35 年 10 月 9 日「1 町 4 ヶ村連合区画漁場総代会議事録謄本」組合文書）。しかし、この契約は履行されていない。組合文書「漁場ニ関スル書類 1」（「組合文書」大島漁業協同組合所蔵）にはこれらの関係文書が多数保管されている。

ところで前述の明治 35 年 10 月 9 日「1 町 4 ヶ村連合区画漁場総代会議事録謄本」では監守料について次のように記されている。「大島村ニ漁場保護トシテ該村長ニ監守ヲ委任シ、其監守料弐百円宛、明治三十六年一月以降、本区画場持続中、大島村役場ニ送付スルコト、（略）」とし、各町村の負担額を唐桑村 60 円、鹿折村 60 円、大島村 60 円、松岩村 20 円、気仙沼町 10 円と定めている。

しかし、前述の如き状態で入金はなかったことが想像され、当時漁業組合長（明治 35 年就任）であった菅原熊治郎は、村長小山泰治と団つて関係町村に請求書を送っている。「右金明治 39 年 8 月 25 日限り本村役場ニ御回金相成度請求候也」と発信したが納金はなかった。（因みに、大島村に専用漁業権の免許が下されるのは明治 42 年 6 月 30 日であるが、これは改正漁業法（明治 43 年施行）が公布される前年のことである。ところで、「大島村に専用漁業権の免許が下される」の意味は他町村を追い出すものではなく、専用漁業権を取得した大島村漁業組合が他の漁業組合と新たに入漁契約を結び、漁業法に則り秩序立った漁をするという意味である。

さて、明治 21（1888）年 9 月 14 日『奥羽日日新聞』掲載の「管内漁況報告」によって大島村の漁業の実情の一端を知ることができる。この報告によると、以下で示す表になる。最も特徴的なことは、沿岸戸数の約 9 割が漁民という点（304 戸中漁家 274 戸）であり、島全体が漁業で成り立っていたことが窺える。また当時、鰹は 1 尾平均 5 錢で取引されたことや、鮪船に乗務すると平均 20 円の給金になったことなどが別記されている。鰯もこの沿岸ではよく採れ、1 隻平均 7,000 尾、1 尾が 5 厘で取引されたとある。この時点では、鮑・蛸の記載はない。また、鮪についても漁獲高は不明となっているが船数は鰹船より多く 80 隻とあるところなど注目される。

表1 大島村管内漁況

沿岸戸数(漁家)	魚類製造戸数	鰹漁(鰹漁船数)	鮪漁(鮪漁船数)	烏賊漁	鰯漁(船数)
304 戸(274 戸)	2 戸	3万尾(10 人乗 35 隻)	不明 (80 隻)	30 万枚	一隻平均 7000 尾(35 隻)

(明治 21 年 9 月 14 日『奥羽日日新聞』調)

ところで、大島は四方を海に囲まれた小島（地理的条件が漁業に最適）であったことから、古来漁村としての役割、つまり気仙沼湾の漁労・海運などの先駆的機能を果たしていた。享保 16（1731）年には、鰹船 36 隻、乗組員 494 人。元文年間には江戸・銚子船 8 隻（田丸家・大向家他気仙沼の回船）が大島村船員によって運航されていたという（『気仙沼市史』）。

明治期になってもその伝統を引継ぎ和船による鰹船の経営者は 30~40 軒あった。漁獲物は鰹節や塩蔵にして商品化した（『気仙沼市史』）。これらは自家加工で加工納屋は駒形・大向・大要害・中屋敷・荒屋・山王・浅根新屋・堇の脇・館ノ沢・田中など旧家にある施設であった。大要害の「村上家文書」にも、明治 40（1907）年 4 月「鰹船大漁水揚帳」・同「鰹船大漁仲合帳」（目録番号 91、92、412-1~5、454-1~5、610-1~3）、明治 40 年 1 月「鰯大漁水揚賣金沖合小引帳」・同「鮫鰯水揚賣金沖合小引帳」・同「鮫鰯大漁水揚賣金入料帖」（目録 408、466）、明治 12 年「鯖鮪船水上売金覚帳」（目録番号 65）など漁獲関係の史料が多数含まれている（2008 年村上家訪問調査「村上家でも自家加工施設を持っていたという」）。明治初期の水産状況については、旧農商第三函「明治十六年水産綴」宮城県勧農課ファイル（水産総合研究センター中央水産研究所所蔵）が参考になる。

明治 21（1888）年、宮城県漁業組合監査委員伊藤聰は大島村の漁業状況を報告しているが、上表の『奥羽日日新聞』調に大方は一致する。少し補足すると、「鰹は平年は 6,000 尾。製造家は大向と外畠の 2 軒、鮪流網が行われたこと、イワシ網は 2 組、ナメタ刺網 35 艘、赤魚 38 戸、柴海苔年 200 円」であるという（『宮城県史』10 産業）。明治 27（1894）年～43（1910）年までの全国漁獲高を参考のために次の表に示しておこう。

表2 漁獲高推移(明治27~43年)

(単位 万トン)

年(明治)	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
漁獲高	46	45	42	37	34	41	46	48	49	41	42	46	43	46	48	54	84

(『漁業系統運動史』一巻 企画制作全国漁業組合連合会 1973年)

明治40年代以降、漁船の動力化（石油発動機船の登場）が始まる。これは漁業における産業革命といわれるものである。和船の時代から石油発動機船への転換は漁場の利用関係に変化を生じさせる因となったのは当然である。漁業振興に敏感な大島村も時代の影響を受けた。昭和5年に至って、大島の鰹船は村内経営者5名、村外経営者5名で操業されていたが、その後幾多の消長があって、昭和期には共栄丸（小田中山家）と大新丸（大島漁業組合）の2隻になる。

2 漁業組合準則

明治19（1886）年5月「漁業組合準則」（農商務省令第7号）が公布された。「取締準則ヲ発布シ所在ノ便宜ニ従ヒ同業組合ヲ組織シ互同ノ規約ニ因リ其業務ヲ維持致」とあるように漁業組合を設置させ、府県が免許・漁業取締を行った。「漁業組合」という呼称は地方などではこれ以前より使われていたが、公認の名称として誕生したのはこの時である。

この準則に基いて創設された漁業組合数を知ることができる。『大日本水産史』（300頁）によると宮城県では13の組合が成立した。鹿児島では45、山口37、千葉20などと記されている。東北では福島14、岩手2、山形2、秋田7、青森4とあり全国では、352の漁業組合が設立された。しかし注意しなければならないのは、当時全国各地に組合は存在したが、この時点の漁業組合は後の漁業組合とは性格の異なるものであり、単に漁場の秩序を維持するといった暫定的なものであった。漁政の視点から漁業単位を漁業組合という形で全国的に把握しようという、上からの指導によって設立を促されたもので、明治25年6月末には545組合、組合員43万人に達したという。結びついた地区の広いものとして、東京内湾漁業組合・安房東海漁業組合などがある（『漁協系統運動史』、『水産総合研究センター所蔵古文書目録浜波太漁業組合文書』2004年）。

ところで、全国的に統一されるべき「漁業法」などは未だ存在しない時期であったが、この時期の大島村の様子は如何様だったのだろうか。村況を窺ってみよう。

明治19年5月「漁業組合準則」公布に呼応して、同20年2月7日、本吉郡14ヶ村からなる「本吉郡漁業組合」（組合長には気仙沼町長鮎貝盛徳が就任）が設立した。

大島村の場合は「本吉郡漁業組合」に所属し村役場内に組合事務所が設置された。事務は役場職員が取扱い、この時期の漁業組合費は大島村収入役が領収している。組合費は期ごとに集められ本吉郡漁業組合（気仙沼町）へ送付された（目録番号 421、451-1-5、451-2、465-1・2）。この組合について「奥羽日日新聞」（明治 22 年 11 月 7 日）は大略次のように伝えている。

「区域は本吉郡の内沿海 14 ヶ村連合、組合員数 2121 人、目的は魚介苔藻を漁獲製造する。漁場は 35 万 9953 町 5 反 4 畝 21 歩、採藻場 46 町 4 反 5 畝 9 歩、用船大小 2461 隻、用具は流網 7543・刺網 3396・地引網 28・浮縄網 110・雜網 1562・大網 16・小引網 30・釣 6740。収益は 20 年度 268,949 円、21 年度 314,422 円。主な漁獲物として、鰯・鮪・鮑・鰈・鱈・鯛・鮫・鰯・スルメ・赤魚・章魚・陸奥魚・目抜・雜魚・海鼠・牡蠣・北帰貝・四貝・赤貝・ヒジキ・昆布・海苔など。規約の実施は 20 年 2 月 7 日。」

この時期の漁業関係の残存史料が少ないのはこの地域に限ったことではないが、この上記新聞記事により「本吉郡漁業組合」の実状を知ることができる。

ところで、宮城県下の組合結成状況をみると、明治 27 年現在、組合数 11、組合員数 7,850 人とある（『日本水産史』）。この数字から「本吉郡漁業組合」をみると、宮城県下の全組合員数 7,850 人に対し、本吉郡漁業組合員数 2,121 人ということになり、27%に当たる。

この数字から当時の「本吉郡漁業組合」は、かなりの規模を誇る組合であったことが推測される。しかし、この本吉郡の状況がすべて大島村に一致するかというと、そうでもなかつたことが新聞記録に残されている。数例を以下に示す。

明治 20（1887）年 6 月 12 日 「大島村は田地不足し麦を常食とす。目下マグロ・イワシの季節なれども毎日の東風で出漁できず」

明治 24（1891）年 9 月 17 日 「大島村はタコ漁不漁、6 貫目で 1 円、米上等一石 8 円」

明治 25（1892）年 5 月 18 日 「白幡染吉ら 5 名、マグロ漁で綾里沖で転覆、4 名救助される」

明治 26（1893）年 6 月 「気仙沼はカツオ漁豊漁」

明治 29（1896）年 6 月 15 日 「旧 5 月 5 日午後 8 時頃大津波来襲。大島村被害死亡 61 名、負傷 3 名、流失 17 戸、床上浸水 38 戸」

明治 30（1897）年 1 月 12 日 「漁業不漁にて村民困難なり」

（『大島漁業組合百年史』）

3 「漁業法」公布

現在の漁業協同組合の最初の形が初めて制度的に誕生したのは、明治 34（1901）年「漁業法」（法律第 34 号、4 月 13 日公布）によってである。この漁業法は一般的

には旧漁業法といわれるもので、わが国最初の統一的漁業法である。この旧漁業法によると、この頃成立の漁業組合の性格は漁業権の管理団体であって、組合による漁業の経営や経済的行為を認めないというものであった。当初、この旧漁業法に対する現場漁業者からの不満は大きく、そこで10年後の明治43年4月改正が行われることになる。しかし、このときの改正でも漁業組合の経済団体としての法的措置は中途半端で形式的な内容整備の域を出ることはなかった。しかし、この段階で漁業組合を「専用漁業権の保有主体」として明確にした点は次の発展への一步になった。

明治43（1910）年4月、「漁業法」（法律第58号）が公布される。この改正漁業法を旧漁業法に対し、「改正漁業法」と呼ぶが一般に「明治漁業法」と呼称されるものはこの「漁業法」である。この漁業法は旧漁業法をさらに進めたものであり、組合に共同施設を付与しこの後の日本の漁業を律する基となつた法律として評価される。この「改正漁業法」は、敗戦後の昭和23（1948）年漁業制度改革までおよそ40年間実施された法律である。旧漁業法は35条からなるものであったが、改正漁業法は73条に拡充されている。主な改正点は次に示す3つと言えよう。

改正点その①、漁業権を物件と見做して土地に関する規定に準用し、抵当権が付与された。旧漁業法では、漁業権の相続・譲渡・貸付はできたが担保にすることは認められていなかった。しかし、漁業者間では漁業権を担保に漁業資金を得たいという要望があり、その実状を請け誕生したのが「改正漁業法」である。旧漁業法には入漁権に関する規定がなかったが、漁業権を物件と見做したことにより入漁権に対する規定も必要になった。そこで入漁権も物権と見做されることになる。しかし、入漁権は物権ではあるが担保物権とはならない。相続・譲渡の目的とはなる。

改正点その②、漁業組合制度に関わるものである。「組合員ノ漁業ニ關スル共同ノ施設ヲ為シヲ以テ目的トス」（第43条）と規定され経済事業を営める方向に改正された。旧漁業法では、漁業権管理機能しか認められていなかったものであるからこの改正の意義は大きい。漁業組合において、共同販売・信用事業などの経済活動の途がこの「改正漁業法」によって初めて開かれたのである。漁業組合は「漁業権若しくは入漁権を取得し、又は漁業権の貸付を受け、組合員の漁業に関する共同の施設を為すを以て目的とする団体」となった。つまり、漁村の経済的基本団体（漁村経済の主体）としての機能を拡張したのである。

改正点その③、漁業取り締まりが強化され漁業の監督制度が充実された。

以上、明治34年「漁業法」（旧漁業法）と明治43年「漁業法」（改正漁業法）とを対比させながら、その違いについて概略述べてみた。言い換えれば、旧漁業法はわが国の漁業および漁場占有利用関係の歴史的展開をふまえ、漁業制度の基本的構成を作り上げた法則であった。また、改正漁業法は旧漁業法の基本的構成を変えたものではなく、あくまでその上に立ってわが国の資本主義経済の発達・近代日本漁業の発達に即した新しい時代への適合性を企図した改正法であった。このような観点から、わが国における明治34年「漁業法」（旧漁業法）と明治43年「漁業法」（改正漁業法）公布の意義は評価されるべきである。

4 大島村漁業組合の成立

前述した如く、明治 14 年以来大島周辺の漁場は 1 町 4 ヶ村連合漁場になっていた。この制度が大島村にとっては極めて不利益なものであったため、これを解消し大島村専用漁業権を取得する動きが活発化し、これへの打開策とも言うべき漁業組合の創立が急がれた。この時旗手となつたのが菅原熊治郎（役場の助役）なる人物で、彼はこの後、大島村の近代化と漁業組合の発展に生涯を掛けることになる。

前述の明治 34 年「漁業法」公布を請けて、同 35 年 9 月 22 日、大島村漁業組合設立総会（議長菅原熊治郎）が開かれている。「議案第 1 号 大島村漁業組合設置同意書認定ノ件」（組合文書「決議書綴」）によると、組合地区内の漁業者 3 分の 2 以上の同意を得たとし設立にむけての準備が開始された。この後、制度的に大島村漁業組合が創立されるのは明治 36 年 2 月 12 日のことになる（組合文書「規約及規定綴」、内第 441 号布達）。この「内第 441 号布達」は、大島村漁業組合発起人菅原熊治郎外 4 名宛に宮城県知事田辺輝実より発給されたもので「明治 36 年 1 月 1 日付申請大島村漁業組合設置之件認可ス、但シ規約第 31 条ハ其漁業権ヲ取得シタル後ニ非レハ効力ナキモノトス」とある。

この認可布達（回答）の内容から大島村の地先専用漁業権に対する運動の切実さが感得される。組合規約の主たるところを抜粋して紹介しておこう（明治 36 年 2 月 12 日「規約及規定綴」組合文書、目録番号 413 「大島村漁業組合規約原案可決」）。

〈大島漁業組合規約〉

第1条 本組合は漁業権及入漁権ヲ取得シ又ハ漁業権ノ貸付ヲ受ケ組合員ノ漁業ニ関スル共同ノ施設ヲ為スヲ以テ目的トス、 第2条 本組合ハ大島村漁業組合ト称ス、
第3条 本組合ノ事務所ハ本村役場内ニ置ク、 第4条 本組合ノ地区ハ宮城県本吉郡大島村ノ区域ニ依ル、 第15条 本組合ニ理事 1 名、 監事 4 名を置ク、 第17
条 理事及監事ハ名誉職トス、 第20条 本組合ニ事務員及漁場監守人ヲ置クコトヲ得、 事務員及漁場監守人ハ理事之ヲ任免ス、 第31条 本組合の享有スル漁業権
左ノ如シ、一、地先水面専用漁業権（鳥介 赤貝 牡蠣 蜊 鮑 皿貝 鹿尾菜 鹿角菜 石花菜 海苔 松藻 布海苔 和布 細布 石渤海 海栗 章魚 混布 マ
リコ）二、定置漁業権（台網類漁業 筒状網 落網類漁業 鮭器械網 魚築類漁業 水晶形器械）三、区画漁業権 第一種海苔浜建養殖業 四、特別漁業権 第
四種鰯船曳網漁業（白魚網ヲ含ム） 第39条 遭難ノ場合於組合員ハ相互ニ救助ヲナスベシ（以下略）などと記されている。ここに記されている第 20 条は大島村特有
のものである。

ところで、大島村が望んだ「専用漁業権」取得については、村を挙げて郡役所や宮城県へ陳情や運動をしたが、この時点では大島村 1 村への漁業権付与は認められなかつたのである。この後、明治 43 年「改正漁業法」（法律第 58 号）が制定されるその前年、明治 42 年 6 月 30 日、大島漁業組合に専用漁業権が認可されている（組

合文書「第 210 号布達」、大島村漁業會「指令書綴」)。この漁業権は、この後、継続書替を繰り返し、戦後の新漁業制度改革(昭和 25 年)まで大島村の地先漁業権として行使された。周辺の村々との拮抗を乗り越え、この時点では大島村地先「専用漁業権」が獲得できたのは、組合が主導した永年の努力の成果といるべきである。これについての史料は大島村漁業組合に保管されているので閲覧できる(組合文書「決議書類綴」、大島村漁業會「指令書綴」、『菅原熊治郎文書集上』)。

表 3 本吉郡漁業組合設立一覧

漁業組合名	創立 年月日	組合員数	備考 その他
大島村漁業組合	明治 36 年 2 月 12 日	436 人	明治 34 年人口 2,699 人(330 戸)内 4 第 441 号、宮城県知事田辺輝実、組合長菅原熊治郎
階上村漁業組合	明治 36 年 2 月 13 日	231 人	明治 34 年人口 2,889 人(396 戸)、階上村字波路上の塩煮釜は寛文 7 年開発で御国流という
唐桑村漁業組合	明治 36 年 3 月 14 日	892 人	明治 34 年人口 5,663 人(776 戸)、明治 22 年市町村制により、唐桑村と小原木村が合併唐桑村となる
大谷村漁業組合	明治 36 年 2 月	184 人	明治 34 年人口 2,520 人(358 戸)、明治 8 年岩尻・平磯が合併大谷村となる
気仙沼町漁業組合	明治 36 年 10 月 5 日	74 人	明治 34 年人口 7,065 人(1,306 戸)、昭和 9 年漁港修築、同 10 年「魚市場」開業、県外船の入港が激増
十三ヶ浜漁業組合	明治 37 年 1 月 7 日	207 人	明治 34 年人口 2,620 人(355 戸)、明治 22~30 年迄本吉郡自治体名、本吉郡の南方
戸倉村漁業組合	明治 36 年 6 月 10 日	175 人	明治 34 年人口 2,848 人(365 戸)、戸倉村は明治 8~30 年迄本吉郡の自治体名、現在は志津川町
志津川町漁業組合	明治 36 年 11 月 7 日	263 人	明治 34 年人口 4,892 人(826 戸)、明治 28 年~現在迄本吉郡の自治体名、本吉村が改称して成立
歌津村漁業組合	明治 36 年 6 月 9 日	482 人	明治 34 年人口 3,856 人(594 戸)、『歌津村風土記』では卯辰村
小泉村漁業組合	明治 36 年 6 月 9 日	71 人	明治 34 年人口 1,876 人(276 戸)、部落名芝・新町・中町・下町・蔵内など、蔵内には御蔵屋敷があった
大沢漁業組合	明治 36 年 10 月 7 日	33 人	唐桑村小原木の一部(昭和 30 年 2 月調 世帯 181、923 人)、町の最北部に位置する
松岩村漁業組合	明治 37 年 10 月 6 日	217 人	明治 34 年人口 3,837 人(525 戸)、藩政時代は松岩・赤岩の二村に分かれていたが明治 8 年合併
鹿折村漁業組合	明治 36 年 12 月 4 日	182 人	明治 34 年人口 3,099 人(413 戸)、仙台藩御塩焼所としての直轄地
刈田郡漁業組合	大正 12 年 6 月 19 日	不明	(大正時代の創立)、宮城県最南端の郡、現在当郡に属する町は蔵王町と七ヶ宿町の 2 町

〔『宮城県水産要覧』昭和 3 年、『本吉郡誌』、『気仙沼町誌』〕

5 (組織設定) 大島村漁業協同組合の成立

昭和 8 (1933) 年 3 月 28 日「改正漁業法」(法律第 33 号) の公布によって、「漁業組合が、組合員たる漁業者の漁業に関する共同施設と経済活動を営むことができる」ようになった。漁業権の保有と共同施設、さらに信用事業と購買・販売事業が付与された。この昭和 8 年の漁業法改正は、漁業組合に経済機関としての性格付けをし、協同組合に組織設定するという画期的な改正であり、組織上、出資組合となり責任制度が設けられた。

つまり、「漁業協同組合」として組織設定され、監督官庁の許可を得て漁業の自営を認められるものである。この時点を以て「漁業協同組合」は、相互扶助を基本とした漁村経済の中枢となることができたのである。

昭和 8 年の改正の要点は次の通りである。

①漁業組合の目的として、組合員の経済の発展に必要な共同の施設を設置することができる。②特定の経済行為を行う漁業組合は出資制度をとる。③漁業協同組合に漁業者でない者も加入できるようになった。④漁業協同組合に漁業自営の道を開いた。⑤漁業組合の共同施設の員外利用を認めた。この改正において①、②、④は水産業界から永年要望されていたものである。それらが容れられ組合員資格も拡張されている。

ところで、この改正で漁業組合が行うことのできる事業とは次のようなものである（第 43 条 2 項参照）。

「○水産動植物の蕃殖保護、その他漁場の利用に関する施設、○船溜・船着場・漁礁その他組合員の漁業に必要な設備の設置、○組合員の漁獲物その他の生産物の加工・保蔵、運搬または販売に関する施設、○組合員の漁業またはその経済の発達に必要な物、または資金の供給に関する施設の設置、○組合員の遭難防止、または遭難救恤に関する施設など」とある。

ここで注目される点は「事業を行いうるもの」という規定が付加されたことにより、「法的に経済事業の主体となり得る」ようになったことである。

この「改正漁業法」(法律第 33 号) にしたがい、大島村でも漁業組合への組織設定が進められた。そこで、昭和 10 年 6 月 23 日改組、「無限責任大島村漁業協同組合」として出発することになった。この改正による組合規約は 132 条におよぶもので、主たる改正点は、出資制度の導入、販売・購買・貸付制度の導入と整備などである。また、漁協の理事（組合長）・監事は産業組合の理事・監事を辞すというもので、1 人で兼務することが禁止された。

大島村では、菅原熊治郎が明治 35 年に大島漁業組合が創設されて以来、組合長兼組合書記として、さらに明治 42 年には村長にも就任するという一人 3 役をこなす状況であったが、今回の法改正により、専任事務員が採用された。

また、大島村においては菅原組合長が推進し、本吉郡では最も早い昭和 10 年 11 月 21 日に組織設定が実現している。この当時の近隣の組合改組の状況を次の表 4 にまとめてみた。

表4 大島村近隣漁業組合組織設定一覧

(昭和16年末当時調)

組織	漁業協同組合名	所在地	組織設定年月日	組合員数 (人)	出資金	
					出資総額(円)	出資払込済額(円)
保 協	唐桑村漁業協同組合	本吉郡唐桑村	昭和12年2月28日	1140	23,120	11,455
保 協	鹿折村漁業協同組合	本吉郡鹿折村	昭和13年9月3日	258	7,770	697
無 協	大島村漁業協同組合	本吉郡大島村	昭和10年11月21日	606	12,120	4,383
無 協	気仙沼町漁業協同組合	本吉郡気仙沼町	昭和12年3月20日	128	11,240	1,537
無 協	松岩村漁業協同組合	本吉郡松岩村	昭和11年2月11日	277	16,600	15,844
無 協	階上村漁業協同組合	本吉郡階上村	昭和10年12月24日	353	10,590	5,837

(『全国漁業組合総覧』全国漁業組合連合会 1942年)

上表記載の内容は昭和16年末現在の実績である。「無協」は無限責任、「有協」は有限責任、「保協」は保証責任の略である。したがって、組合名称を正式に記すと「保証責任唐桑村漁業協同組合」あるいは、「無限責任大島村漁業協同組合」と呼称される（法律第33号43条ノ5）。漁業組合には、出資組合と非出資組合がある。出資組合には、無限責任漁業協同組合・有限責任漁業協同組合・保証責任漁業協同組合がある。漁業協同組合と呼称されるのは出資組合に対してのみである（第43条ノ2）。

ところで、この「改正漁業法」を請けて、大島村では菅原組合長主導のもと、改組の総会が昭和10年8月15日開催され、認可申請にむけて「無限責任大島村漁業協同組合規約」（組合文書、『大島漁業組合百年史』2006年）が作成されている。この規約によって詳細を知ることができる。これによると、第一条「本組合ハ漁業権入漁權ヲ取得シ及漁業権ノ貸付ヲ受ケ、並ニ組合員ノ漁業及其経済ノ発達ニ必要ナル共同ノ施設ヲ為スヲ以テ目的トス」とある。第三条「本組合は無限責任大島村漁業協同組合」ト称ス、第四条「本組合は無限責任トス」とある。また、第十二条「出資一口ノ金額ハ金貳拾円トス」などと記されている。

昭和12年9月8日無限責任大島村漁業協同組合に対し、農林大臣伯爵有馬頼実によって「漁業共同施設奨励金交付願」が許可される（組合文書「農林省指令12水第2532」）など、活発な組合の運営が感得される。

ところで、昭和11（1936）年における漁業組合の状況を水産局の統計を参考に見ておこう。この統計から、大島村漁業協同組合が県内ではどの位の規模であったか

を組合員数から推測することができる。

表 5 組合数と組合員数(宮城県)

	50 人以下	100 人以下	500 人以下	1000 人以下	1001 人以上	合 計
組 合 数	44	28	33	3	0	108
組合員数(人)	1,249	1,971	6,940	2,283	0	12,443

(水産局「漁業協同組合統計」 1936 年)

上表水産統計局調査（昭和 11 年）によると、501 人以上 1,000 人以下の組合員が登録されている組合は 3 件である。また、1,001 人以上は 0 件となっている。また別に、水産局同統計によると、1 組合平均組合員数は 115 人である。県下組合総数 108 のうち、出資制の漁業協同組合数は 36 で、その組合員は 4,986 人となっている。したがって、大島村漁業協同組合（組合員数 606 人）はその 12% を占め、かなりの規模をほこる組合であったことがわかる（目録番号 703、『宮城県史』10 産業）。

6 宮城県漁業組合連合会と全国漁業組合連合会（県漁連と全漁連）

宮城県では、昭和 12（1937）年 3 月設立総会が開催され、保証責任宮城県漁業組合連合会が発足した。この傘下の漁業協同組合や漁業組合は販売・購買事業は行っていたが信用事業はまだ実施されていない。昭和 13 年 3 月 18 日「改正漁業法」（法律第 13 号）が公布されたことと、「産業組合中央金庫法」が改正されたことにより、産業組合中央金庫に加入し信用事業が行えるようになった。特に漁業組合連合会は販売・購買事業に加え、貸付・手形割引・貯金など金融事業ができるようになった（法律第 13 号第 44 条 2・3）。この時点で漁業組合という組織は農村の産業組合に肩を並べ漁業の経済発展に寄与できるようになったと考えられる。この宮城県漁業組合連合会（宮城県漁業協同組合連合会の前身、旧漁連）が設立されたことにより、宮城県の漁業組合運動は一つの系統として位置付けられることになった。

一方、中央においては同 12（1937）年財団法人全国漁業組合協会が、翌 13（1938）年には保証責任全国漁業組合連合会が設立された。そもそも、漁業組合連合会（漁連）は、漁協および漁業生産組合によって構成されるもので、連合会組織結成の目的は、単協組織を補完するためのものとして位置付けられている。つまり、「全国漁連—都道府県漁連—単協」の系統 3 段階となり、ここに全国的規模の一本化した組織が確立された。これらの制度の設立・改正については文末の年表を参照していただきたい。

ところで、連合会の仕事と単協の仕事内容とでは、どのような違いがあるのか、ほとんど同じだが根本的に異なる点がある。それは信用事業を行う漁連は他の事業を兼営できない（水協法第87条第4項）点である。したがって、漁連では信用事業のみ行う信用事業協同組合連合会（信漁連）と、その他の経済事業を行う一般的な漁連との2種類に分かれている。即ち、信用事業漁業組合連合会（信漁連）は、漁業関係者を対象とした金融機関としての機能をもつ。なお、都道府県を一地区とする連合会や全国漁業組合連合会は農林大臣認可となっている（『水産業協同組合制度史』I）。

7 遠洋漁業奨励法と大島村

明治30（1897）年に公布された「遠洋漁業奨励法」（法律第45号）は、日本漁業を沿岸漁業から沖合・遠洋漁業へと発展させる国の政策であった。この法令の公布により当時の日本政府が抱いていた漁業構想を察することができる。つまり、人口増加に伴う食用水産物の需要増加と沿岸漁業生産の限界への予測である。諸外国との交流から得た知識によって得た打開策が遠洋漁業の振興であったと考えられる。これまでほとんど沿岸漁業に限られていた日本の漁業は、この法令施行によって沖合・遠洋漁業へと目が向くことになる。しかし、これらは大正・昭和に発展する沖合・遠洋漁業とはやや異なり、始めはラッコ・オットセイが主体でこれに目抜・鰐延縄が加わった時期もあったが、徐々に鰐釣漁業に移っていく。その他には、捕鯨・鱗釣・鮪流網などである。政府の産業政策として明治末から大正期にかけて実施された漁業法の施行、組合の創設などと平行して遠洋漁業の振興が図られ、早くも明治38（1905）年、「遠洋漁業奨励法」の全面的改正が行われている。この法律は成立以後、昭和22（1947）年3月31日まで数次にわたり改正されたが、その都度、新技術の導入を奨励するなど沖合・遠洋漁業を振興してきた。奨励金の交付対象の中心は鰐・鮪漁業でその交付金は総額の37.8%に上っている。因みに、捕鯨・トロール漁業・曳網漁業といった大資本漁業が把握していった漁業の比率は9.3%を占めた（平沢豊『漁業生産の発展構造』、『水産業協同組合制度史』I）。

漁業生産高では、明治23年頃から後、かなり順調に上昇する傾向を看過することができる。たとえば、明治43年の漁獲高を100とすると、大正3年は157、同8年は190、同12年は233となりかなりの增加率である。このような漁獲量の増加は、第1に沖合・遠洋漁業が発展したことによる。第2に漁船や技術の進歩により沿岸漁業生産高も上昇したことによる。特に捕鯨漁（ノールウェー式捕鯨）は注目に値する。また、海外からの漁具・漁法をそのまま導入した大型の汽船による漁業（トロール漁業）も漁業発展に貢献している。

また、造船関係の進歩もある。宮城県下では、明治30（1897）年の10月、日本最初の石油発動機付鮮魚運搬船新生丸が建造されている。動力船の開発は漁業界の産業革命ともいべきもので、この新技術によって遠洋漁業・沖合漁業への関心が高まったのは当然の成り行きともいえる。ここに資本主義的海洋漁業の発芽を見るのである。鰐釣漁業は静岡県を中心に他漁業にさきがけて急速な動力化が進んだ。大正4年には、内地沖合漁業鰐釣漁船は全国で1,048隻を数えるが其の内702隻（約70%）

がすでに動力化していた。次の表 6 は大島村近隣の村々の様子を示すもので、昭和 8 (1933) 年頃の鰯船の所持状況を表している。

表 6 気仙沼湾鰯船の状況

(昭和 8 年頃)

	地 区 名	20トン以下	20~50トン	50トン以上	計	最 大 船	その船のトン数
1	大 島 村	2 隻	4 隻	2 隻	8 隻	共栄丸	90 トン
2	唐 桑 村	11 隻	14 隻	1 隻	26 隻	大栄丸	85 トン
3	鹿 折 村		1 隻		1 隻	金盛丸	37 トン
4	松 岩 村	0	2 隻	0	2 隻	愛鷹丸	38 トン
5	気仙沼町	3 隻	9 隻	8 隻	20 隻	神光丸	120 トン
	計	16 隻	30 隻	11 隻	57 隻		

(『気仙沼町誌』)

上表 6 の気仙沼湾を囲む町村の漁船は、所謂地元漁船として操業されているもので、通例毎年 4 月～9 月迄は、鰯漁に従事し、10 月からは、鮪延縄漁に切り替えていく。上表 6 当時の状況を県統計で見ると、宮城県下における鰯漁船は 120 隻であるからこの約 50% を気仙沼湾一帯で (57 隻) 保有していたことになる。現在も同様その優位を維持している。鰯漁は魚群が 4・5 月頃伊豆七島の近海にくるので、漁船は三崎港 (神奈川県) を中心に漁業を行い、7 月以降は金華山沖、三陸沖で操業する。漁場は 300～500 海里沖となり、一航海に 7～10 日を要す。鮪漁は 10 月以降操業されるのであるが、冬季、400 海里～1000 海里の遠洋に一航海、2 週間～3 週間の出漁をする。漁獲は大型の釣針にスルメイカを 1 尾宛餌にして延縄する。漁獲物は黒鮪・目撥鮪・黄肌鮪・尾長鮪・真梶木・女梶木・吉切鮫などである。因みに吉切鮫の鱈は現在、フカ鮈の原料としても囃されている魚類である。

養殖も振興策がとられたが、海苔・鮭・鰻・牡蠣などが養殖された。気仙沼湾で産する牡蠣はマガキ種類で固定式垂下養殖である。湾内の状況を牡蠣養殖台数で見ると、表 7 のようになる。

表7 養殖牡蠣台数(気仙沼湾)固定式垂下養殖
(昭和7年頃)

町村	経営者	台数	町村	経営者	台数
大島	61	301	鹿折	194	347
氣仙沼	8	55	唐桑	69	200
松岩	111	302			
階上	12	52	計	455	1257

〔『気仙沼町誌』〕

この後、昭和17（1942）年には3,687台を数える。上表7が示す、昭和7年当時の1,257台をはるかに超え倍以上に増加している。産額は1台から150貫乃至200貫で、産額の約5割が生食、5割が煮干となり当時の中華民国への輸出品となっている（『気仙沼町誌』）。

この時期は国の政策はもとより、大島村においても漁業改革の時代であった。大島村では明治42年6月30日、待望の専用漁業権を取得し、以後漁業はおおいに促進された。近代化への歩みの中で、大島村漁業組合はそのリーダー性を発揮することになる。組合は遠洋・沖合・沿岸漁業の振興促進のため石油発動機に着目し、大正5（1916）年には監守船という名目で石油発動機船（渡船）を購入している。この後、さらに組合で漁船を建造することになる。村内に自営経営者を育てるため、組合で漁船を建造し貸付けるという方策である。昭和10（1935）年10月31日、94,100円の工費をかけ大型漁船大新丸が進水した。規定通り大島村内の経営者に貸し出され、村内の雇用にも繋がり村の興隆に貢献した。この後大新丸が座礁、その処理を廻って対立した。この事件を廻り組合役員会にも亀裂が生じ菅原組合長が背任行為の嫌疑で拘引されるという事態が勃発した。明治35（1902）年組合創立以来32年間組合長として組合運営にあたった彼の指導力を認める一方で、同一人が長期にわたって組合運営にあたったことへの不満も噴出していた。菅原はここに組合長を辞任するに至った（目録842-2、842-3）。この後を請けて2代目組合長に就任したのが村上栄四郎である。昭和13（1938）年3月1日「退職事由付引継演習」大島村漁業協同組合理事退職者一同（目録番号703-8-2・3）には「昨年8月以降理事組合長退職以来一部の組合員は我々残留理事に対し引責退職を迫り（略）」などの史料が残されている。これによると、大新丸事件が村政に及ぼした影響の大きさが感知される。大新丸はこの後、静岡県清水港を根拠地に操業していたが、昭和13（1938）年12月17日南鳥島付近で連絡が絶え遭難した。

小野寺組合長が3代目に就任したのは昭和15（1982）年、日中戦争の最中であった。これ以後日本は国を挙げての非常時態勢へと突入していった。この状況下組合も戦時協力態勢になり、大島村漁業会へと改組されることになる（『大島誌』）。

8 漁業会の時代

戦争の長期化により経済統制が次第に強化されていった。昭和 17 (1942) 年に水産統制令や水産物配給統制規則が公布され、全ての水産物を国家が管理することになった。漁業組合も国家の統制機関の下部組織に位置付けられ、漁業資材の消費規制や生鮮食料品の配給制などが行われ、漸次、協同組合としての性格が失われていった。昭和 18 (1943) 年 3 月 11 日公布「水産業団体法」(法律第 47 号) によって漁業組合は漁業会に、地方漁連は府県水産業会に、全漁連は中央水産業会にと改変された。従来の漁業協同組合・漁業協同組合連合会は解散した。漁業会は会員の意志によって運営される団体ではなく、国策にしたがう中央水産業会、および府県水産業会の統制の下に機能するものとなった。

大正 10 (1921) 年 4 月 9 日公布の「水産業の改良発達を図る」ために設立された水産会（法律第 60 号）もこのとき消滅している。新たに成立した漁業会や水産業会は戦争遂行のための食料の確保を第一の目的とした組織となり、漁業協同組合本来の原則（民主制・自主制）は失われた。

さて、大島村の場合、昭和 19 年 7 月 6 日、大島村漁業協同組合は解散し、新たに「大島村漁業会」が設立された。近隣各市町村の漁業会結成状況は、次の表 8 の通りである。原則として 1 町 1 村漁業会の形がとられた。

表 8 大島村近隣「漁業会設立」一覧

No.	漁業会の名称	設立年月日	設立前の漁業協同組合名	備 考
1	大島村漁業会	昭和 19 年 7 月 6 日	大島村漁業協同組合	1 村 1 組合→1 漁業会
2	石巻市漁業会	昭和 19 年 6 月 26 日	石巻・釜漁業協同組合	石巻・釜(昭和 16 年 5 月合併)
3	唐桑村漁業会	昭和 19 年 8 月 29 日	唐桑村漁業協同組合	1 村 1 組合→1 漁業会
4	鹿折村漁業会	昭和 19 年 7 月 15 日	鹿折村漁業協同組合	1 村 1 組合→1 漁業会
5	気仙沼町漁業会	昭和 19 年 8 月 31 日	気仙沼漁業協同組合	1 村 1 組合→1 漁業会
6	松岩村漁業会	昭和 19 年 6 月 29 日	松岩村漁業協同組合	1 村 1 組合→1 漁業会
7	階上村漁業会	昭和 19 年 7 月 12 日	階上村漁業協同組合	1 村 1 組合→1 漁業会
8	大谷村漁業会	昭和 19 年 7 月 10 日	大谷村漁業協同組合	1 村 1 組合→1 漁業会

9	津谷町漁業会	昭和 19 年 8 月 28 日	津谷町・大沢漁業協同組合	1 町 2 組合→1 漁業会
---	--------	------------------	--------------	----------------

(宮城県各市町村漁業会)

この漁業会の目的は次のように記されている。「漁業の整備発達を図り、且つ漁業権を取得し、また漁業権の貸付を受けて会員の漁業及び経済の発達に必要な事業を行うことを目的としている」とあり、会長・専務理事・理事・監事・総代・会員・主事・主事捕・書記・書記補・雇・船員・雇・船員・監守で構成されている。他に協力組合として、牡蠣組合・海苔組合・小漁組合・遠洋漁業者などの名前があがっている(『本吉郡誌』)。

さらに、役員も行政官庁から任命されるなど全てが戦争に協力の体制がとられた。昭和 17 (1942) 年には沿岸漁獲物を中心とした「漁業生産計画」の実行が求められ、食糧の一部として、ワカメ・コンブなどの増産と供出が県から割当てられている。この達成のために国民学校が臨時休校し、児童も運搬や乾燥作業に駆り出された。同 19 年には火薬製造に使用されるカジメ 1 万貫、ホンダワラ 1 万 5 千貫が割当てられ採取には児童も加わっている(『大島誌』、『大島漁業組合百年史』)。

戦争の進行とともに資材は不足し船員労働者も戦場に駆り出された。漁船・乗組員ともに徴用されることも珍しいことではなかった。加えて日本近海が危険にさらされ漁船を出すことさえ危ぶまれるという状態になり、漁業は極めて厳しい状況の中終戦を迎えた。

ここで、戦時中にはどのくらいの漁ができたのか。戦時中の漁獲量がわかる表 9 を示しておこう。昭和 9~11 年における平均漁獲量(最下段に表示)と比較すると、昭和 20 (1945) 年終戦の年には激減しているのがわかる。3,812 トンに対し 1,751 トンとなり、半分以下の 47% に減少している。

表 9 戦時中の漁獲量 (単位:1,000 トン)

年	魚類	水産動物	貝類	藻類	総数
昭和 12 年	2,766	153	203	560	3,682
昭和 13 年	2,512	212	169	467	3,359
昭和 14 年	2,566	228	168	400	3,362
昭和 15 年	2,338	227	236	491	3,291
昭和 16 年	2,703	280	266	321	3,569

昭和 17 年	2,483	263	337	306	3,389
昭和 18 年	2,160	300	350	326	3,134
昭和 19 年	1,591	233	266	260	2,349
昭和 20 年	1,222	177	162	196	1,751
昭和 9~11 年 (平均漁獲量)	2,991	161	215	448	3,812

(農林省統計調査部『漁獲量累年統表』、『現代日本産業発達史』水産)

おわりに

昭和 20 (1945) 年、日本はポツダム宣言を受諾、満州事変以来 14 年、日中戦争以来 8 年間続いた戦争が無条件降伏により終結した。終戦後間もない GHQ 占領下において漁業制度の改革が各方面で論議された。水産資料館時代の漁業史料の収集もこの改革の一環として実施されたものである。農地改革と漁業制度改革は戦後日本の民主化推進の重要な柱であった。画期的な改革を成し遂げた農地改革は、昭和 20 年 12 月に早速着手されている。漁業制度改革はその実施過程で少し遅れたが、昭和 21 年 1 月、政府は水産局に企画室を設け漁業者団体の再編に取り組んでいる。漁業制度の改革は漁業権を主体とする「漁業法」と漁業権の保有主体となる「漁業組合法」の二大法律の制定が目標とされ、昭和 23 (1948) 年 12 月 15 日「水産業協同組合法」(法律第 242 号)、翌同 24 年 12 月 15 日「新漁業法」(法律第 267 号) が制定された。ここにおいて漁協の性格が改変され、戦時統制下の漁業会・宮城県水産業会などが解散された。

大島村漁業会では、昭和 24 年 4 月 14 日漁業会解散総会を開いている。ここにおいて、戦時下の大島村漁業会は解散し、その資産を処理する資産処理委員会が設置された。これと同時に、新しく漁業協同組合設立の準備会が設営されている。同年 7 月 27 日大島村漁業協同組合創立総会において、組合長に伊東佐内が選任された。ここに旧大島村漁業会の資産は新制度に基づいて再編された「大島村漁業協同組合」に引継がれたのである。

一方、「水協法」に基づき、県漁業協同組合連合会・全国漁業協同組合連合会などが徐々に誕生し系統化が進んだ。また、漁業権についても、「新漁業法」に基づいて漁協などに再分配され、漁村の民主化が促進されていった。「新漁業法」の下、52 組合が宮城県内の浦々に誕生した。戦後の改革によって、多少の問題は残されたとはいえ、漁業権の再分配という大きな課題は一応なし遂げられ、漁業協同組合が漁業権の主体となることができた。そして沿岸漁業は漁業協同組合の自営に復され、統制下で失った権利を呼び戻したことは評価されるべきである。明治 36 (1902) 年 2 月 12 日に成立した大島村漁業組合（当時組合員 436 人）は、現在も「宮城県漁業協同

組合氣仙沼地区支所大島出張所（組合員 749 人）として存続している。大島村の人々にとって最も大切なことは漁業の発展であり、そのために必要なのは専用漁業権の獲得であったろう。それ故に漁業組合の振興と大島村の発展は、一組の平行線のように共に進行した。組合の開創期に、菅原熊治郎という強力なリーダーが登場したことでも注目すべき事実であり、それがまた大島村の特色にもなっている。本報告は 2 年にわたる「村上茂夫家文書」の整理と 2 回の現地調査の結果から得た成果である。

（文責 鈴木江津子）